

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 10 月 28 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380010

研究課題名(和文) 12世紀イングランドにおける学識法的訴訟手続とコモン・ロー的訴訟手続

研究課題名(英文) The Judicial Procedure of the ecclesiastical courts and the royal courts in the twelfth century of England

研究代表者

苑田 亜矢 (SONODA, Aya)

熊本大学・法学部・教授

研究者番号：80325539

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、12世紀のイングランドで生じたヨーク大司教毒殺事件をはじめとする複数の事件を裁判史料に基づいて分析し、当時のイングランドの教会裁判所と国王裁判所の実務上の訴訟手続を、証拠法の観点から検討した。その結果、12世紀のイングランドにおける学識法的訴訟手続とコモン・ロー的訴訟手続の実態および相互関係について解明することができた。公表論文では、12世紀のイングランドの教会裁判所においては糾問手続は未だ用いられておらず、それ故に、コモン・ローの起訴陪審の成立には、糾問手続ではなく、悪評手続の影響があったと考へることを示した。また、当時の両裁判所で用いられた多様な証拠方法を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research analyses some cases including the case of St. William of York by consulting many judicial sources, and considers the judicial process of the ecclesiastical courts and the royal courts in the twelfth century of England from the point of view of the law of proof. Then it could make clear the relationship of the judicial procedure between the Canon Law and the English Common Law in the period. The English jury of presentment has introduced into the royal courts under the influence not of the inquisitorial procedure but of the procedure based on the ill fame in the ecclesiastical courts. And there were a lot of ways of proof available for the litigants in the both courts.

研究分野：基礎法

キーワード：イングランド法制史 コモン・ロー 学識法 証拠法 訴訟手続

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内・国外の研究動向及び位置づけ
初期中世から 12 世紀半ばまでは、イングランド法とヨーロッパ大陸法は実体法上も手続法上も一つの法系であった。しかし、12 世紀を境にそれらは別々の法系への道を歩み始める。このように、12 世紀をイングランド法とヨーロッパ大陸法の分岐の起点とみているのが、R.C.ヴァン・カーネムである (*The Birth of the English Common Law*, Cambridge, 1973, pp.62ff.; *Judges, Legislators and Professors*, Cambridge, 1987pp.113ff.)。

手続法上の分岐についていうなら、ヨーロッパ大陸法が、12 世紀半ば以降に整備され始める学識法的訴訟手続(学識法的民事訴訟手続および学識法的糾問手続)を取り入れるのに対して、イングランド法は、学識法の影響を受けず、12 世紀後半のヘンリ 2 世の法改革によって独自にコモン・ロー的訴訟手続を形成したということになる。

このように、12 世紀を起点として民事訴訟手続においても刑事訴訟手続においてもヨーロッパ大陸法とイングランド法は別々の方向へ別れたとされている一方で、同じヴァン・カーネムによってヨーロッパの訴訟手続に関して強調されている点は、12 世紀にヨーロッパ全体に共通する証拠法上の変化が生じたという点である (*'Method of proof in Western Medieval Law'*, *Academiae Analecta*, 45, 1983, 3, pp.85-117)。この証拠法上の変化とは、初期中世以来ずっと用いられていた神判、雪冤宣誓、決闘といった超自然の力に訴える証明方法から、証人や証書を用いた「合理的」証明方法への変化をいう。

実際、12 世紀のイングランドについてみた場合、学識法的訴訟手続を用いることになる教会裁判所においてもコモン・ロー的訴訟手続を用いることになる国王裁判所に

おいても証人や証書が用いられている事例多数を、研究代表者は確認している。そうであるなら、何故、12 世紀に教会裁判所においても国王裁判所においても、証人や証書を用いる証明方法が採用されるようになったのだろうか。その背景には、いかなる社会的変化あるいは法意識の変化があったのだろうか。そして、いずれの裁判所も同時期に同様の証明方法を用いるようになったからには、学識法的訴訟手続とコモン・ロー的訴訟手続には何か相互関係はなかったのだろうか。

従来の研究においては、コモン・ローは学識法の影響を受けずに独自に発展を遂げたとされていたところ、近年では、コモン・ロー上の刑事訴訟手続で用いられる起訴陪審の成立に学識法の影響があったのではないかという見解が出されるなど(例えば、R.H.Helmholz, 'The Early History of the Grand Jury and Canon Law', *The University of Chicago Law Review*, 50, 1983)、学識法とコモン・ローの関係に関する研究においては、実体法のみならず手続法の視点からも関心が高まっている。このような状況を踏まえれば、証拠法の観点から、学識法的訴訟手続とコモン・ロー的訴訟手続の相互関係について検討することは、研究動向にも沿っているのではないかと考えられる。

また、学識法的訴訟手続については、従来の教会法の概説書等においては、一般的に、W.デュランティスによって 13 世紀末に書かれた『訴訟鏡』等を用いて説明されることが多く(例えば、J.A.Brundage, *Medieval Canon Law*, London & New York, 1995) 12 世紀の教会法学文献や裁判実務史料に基づいた説明はなされていない状況にある。12 世紀の学識法的訴訟手続の実態の解明が、求められているといえよう。

(2)これまでの研究成果を踏まえ着想に至った経緯

研究代表者は、これまで一貫して、成初期コモン・ローに対する教会法ないし学識法の影響に関心を抱き続けており、過去には、「ベケット論争の再検討-書翰の分析を通して-」(平成15~17年度科学研究費補助金基盤研究(C)課題番号15530012)および「イングランドにおける重罪聖職者をめぐる裁判実務と法理の形成」(平成13~14年度科学研究費補助金奨励研究(A)課題番号13720006)に取り組む中で、教会権力と国王権力との争いがコモン・ローの形成に果たした役割を明らかにした。

また、「アングロ・ノルマン教会法学の形成と展開」(平成19~21年度科学研究費補助金基盤研究(C)課題番号19530009)においては、アングロ・ノルマン教会法学の形成と展開を明らかにすることにより、アングロ・ノルマン教会法学の法理とコモン・ローの法理との間の相互関係を明らかにすることができた。

さらに、「起訴陪審についての教会法的考察」(平成22~24年度科学研究費補助金若手研究(B)課題番号22730008)において、コモン・ローの刑事訴訟手続を開始する役割を担う起訴陪審の成立の要因を、当時の教会法および教会裁判手続との関係から解明することに取り組んだ。この問題に取り組む中で、研究代表者は、刑事訴訟手続の開始方法のみならず審理方法も含め、さらに民事訴訟手続についても考慮にいれて、コモン・ローの訴訟手続全体と、教会法・学識法および教会法的・学識法的訴訟手続との相互関係の解明の必要性を強く感じた。このような問題意識が芽生えた背景には、証拠法については共通の変化を被った学識法的訴訟手続とコモン・ロー的訴訟手続とに相互関係はなかったのかという疑問が生じたことも関係している。また、この研究

課題に取り組む中で、整備期の学識法的訴訟手続について、従来の教会法の概説書等においては、12世紀の実務史料に基づいた説明がなされてはいない状況にあることも判明した。

以上が、12世紀のイングランドにおける学識法的訴訟手続とコモン・ロー的訴訟手続の実態および相互関係を、証拠法の観点から解明する必要性を強く感じた経緯である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、12世紀のイングランドにおける学識法的訴訟手続とコモン・ロー的訴訟手続の実態および相互関係を、裁判実務史料の分析に基づいて、証拠法の観点から解明することにある。

3. 研究の方法

本研究においては、まず、[1]証拠法の観点から、学識法的訴訟手続とコモン・ロー的訴訟手続に関する研究史を整理し直した。次に、[2]『訴訟手続論』と総称される教会法学文献と『司教文書集』等の裁判実務史料を用いて、12世紀の教会裁判所における学識法的訴訟手続の実態を明らかにすることを試みた。それと同時に、[3]国王裁判所におけるコモン・ロー的訴訟手続について、証明方法に着目しつつ、『グランヴィル』という裁判実務書のみならず、国王裁判所の実務に関する史料を用いて明らかにしようと試みた。その上で最後に、[4]学識法的訴訟手続とコモン・ロー的訴訟手続の実態および相互関係を、証拠法の観点から解明することを目指した。

4. 研究成果

本研究では、12世紀のイングランドで生じたヨーク大司教毒殺事件等の複数の事件を裁判史料に基づいて分析し、当時のイン

グランドの教会裁判所と国王裁判所の実務上の訴訟手続を、証拠法の観点から検討した。その結果、12世紀のイングランドにおける学識法的訴訟手続とコモン・ロー的訴訟手続の実態および相互関係に関して、以下の諸点を解明することができた。

第一に、13世紀の教皇令や『グレゴリウス9世教皇令集』には教会裁判所の訴訟手続として告訴手続、告発手続、糾問手続が説明されているが、12世紀のイングランドの教会裁判所においては、悪評等に基づいて司教等の聖職者が職権で手続を開始した後に、実体的真実を明らかにすべく証人に尋問する特別糾問という証明方法を用いる糾問手続は、未だ用いられていなかったと判断される。

第二に、ヨーク大司教毒殺事件の裁判史料からは、12世紀の教会裁判所においては、(a) 被害者などの告訴人が、告訴によって手続を開始して原告となり、二人の証人を用いて証明する責任を負う告訴手続、(b) 悪評等に基づいて司教などの聖職者が職権で手続を開始した後に、被告に雪冤宣誓を用いて証明させる悪評手続、(c) 上訴審理においては、上訴人に雪冤宣誓を用いて証明させる手続が用いられていたことを、確認できた。

第三に、12世紀のイングランドにおいては、被告が聖職者である事件に対する裁判管轄権が、教会権力と国王権力との間の闘争の故に未劃定だったことから、ヨーク大司教毒殺事件の原告は、聖職者たる被告を、教会裁判所だけでなく、国王裁判所にも訴えた形跡がある。その際、国王裁判所が審理で用いようとした証明方法は、原告による神判であった。

第四に、コモン・ローの刑事訴訟手続を開始する起訴陪審の成立には、従来の指摘にある学識法的糾問手続の影響ではなく、悪評手続の影響があったと考えられる。

第五に、12世紀の教会裁判所や国王裁判所では、訴訟開始段階で証人を用いる手続が用いられていた場合がある。これらの手続と、13世紀に登場するとされる審理段階で証人を用いる手続とがどのように関係するのかを解明することが、今後の課題である。その際には、今回十分に整理することができなかった両裁判所における民事訴訟手続の証拠法に関する分析の結果も踏まえたい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1件)

苑田 亜矢「一二世紀イングランドにおけるヨーク大司教毒殺事件についての一考察」『熊本法学』133号、2015年、1-40頁

6. 研究組織

(1) 研究代表者

苑田 亜矢 (SONODA AYA)

熊本大学・法学部・教授

研究者番号：80325539

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし